

「平成29年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果等」（資料6）の補充資料 （肛門性交・口腔性交のみを実行行為とする事件の量刑）

（注）

- 1 本表は、「平成29年刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果等」（資料6）の調査対象とした事件（※）の第一審判決の量刑データを基に、法務省刑事局において作成したものである。
（※）刑法177条（強制性交等罪。未遂を含む。）、178条2項（準強制性交等罪。未遂を含む。）又は181条2項（強制性交等致死傷罪又は準強制性交等致死傷に係るものに限る。）を適用した事件で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為として起訴され、第一審の有罪判決が言い渡されたものとして、平成29年7月13日から令和元年12月31日までの間に報告があったもの。
- 2 不定期刑の言渡しはその長期を計上している。
- 3 各罪名とも既遂・未遂の区別はない。
- 4 表1の各年の数字は、人員数である。また、表1の「1年以下」から「3年以下」までの欄において、上段の数字は総人員数（実刑及び執行猶予の総数）、下段の【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員数、[]内の数字は全部執行猶予の人員数を表す（内数）。
- 5 表2の各年の数字は、当該年における人員数のうち、各刑期ごとの人員数が占める割合である。
- 6 参考として、実行行為が性交であるものを含む強制性交等罪（準強制性交等罪を含む。）の量刑の推移（資料7-2「性犯罪の量刑に関する資料（平成27年～令和元年）」4頁「強制性交等」のグラフ及び表）を付している。

強制性交等罪(肛門性交・口腔性交のみ)の量刑の推移

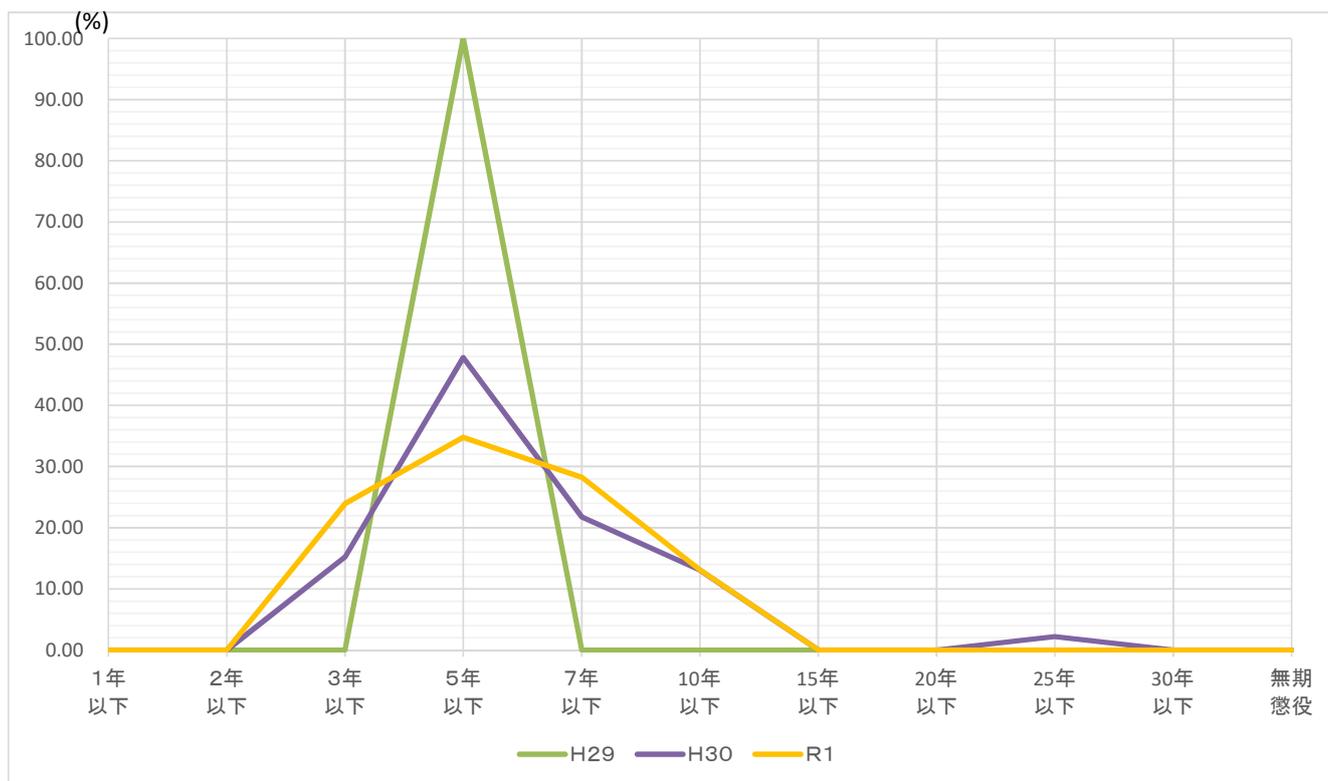


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H29	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1	0	0	0	0	0	0	0	1
H30	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	7 【0】 <small>(6)</small>	22	10	6	0	0	1	0	0	46
R1	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	11 【0】 <small>(7)</small>	16	13	6	0	0	0	0	0	46

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H29	0	0	0	100.00	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	15.22	47.83	21.74	13.04	0	0	2.17	0	0
R1	0	0	23.91	34.78	28.26	13.04	0	0	0	0	0

準強制性交等罪(肛門性交・口腔性交のみ)の量刑の推移

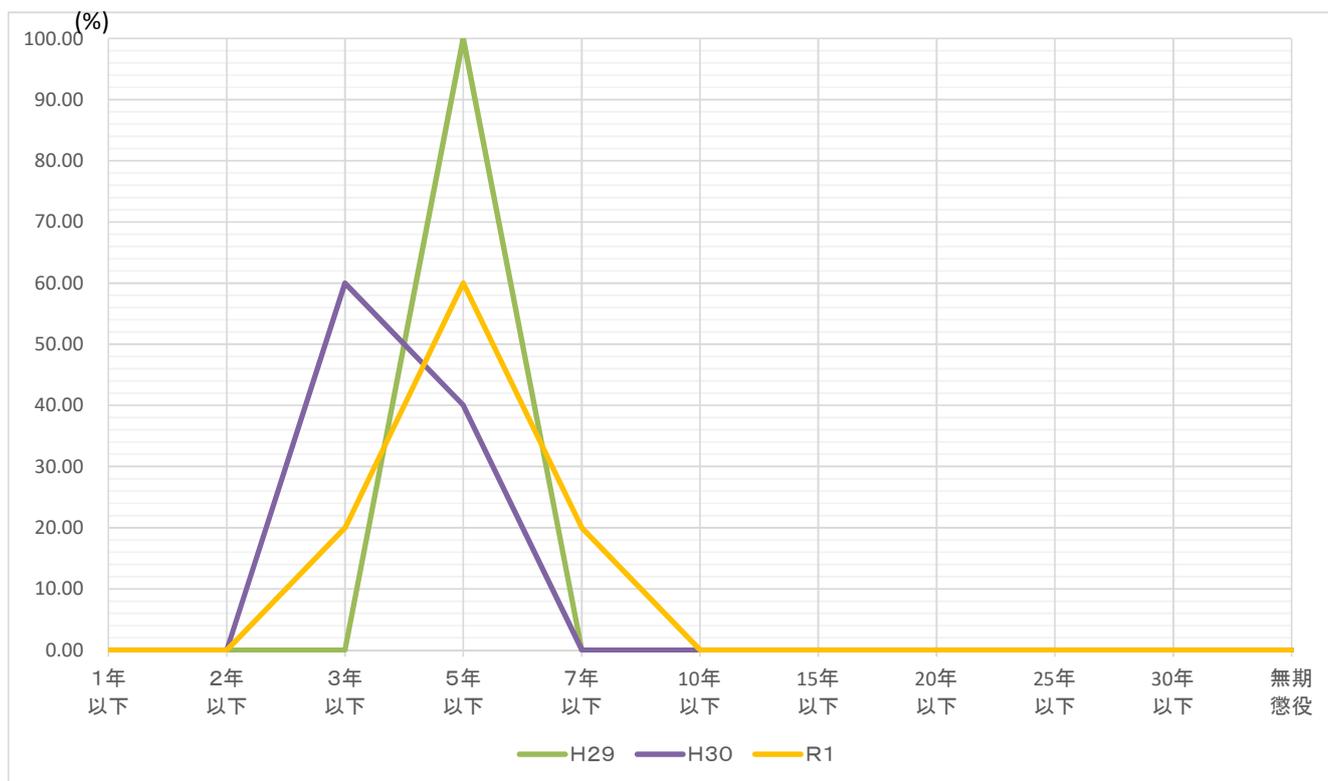


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H29	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	2	0	0	0	0	0	0	0	2
H30	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	3 【0】 <small>(2)</small>	2	0	0	0	0	0	0	0	5
R1	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1 【0】 <small>(1)</small>	3	1	0	0	0	0	0	0	5

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H29	0	0	0	100.00	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	60.00	40.00	0	0	0	0	0	0	0
R1	0	0	20.00	60.00	20.00	0	0	0	0	0	0

強制性交等致死傷罪(肛門性交・口腔性交のみ)の量刑の推移

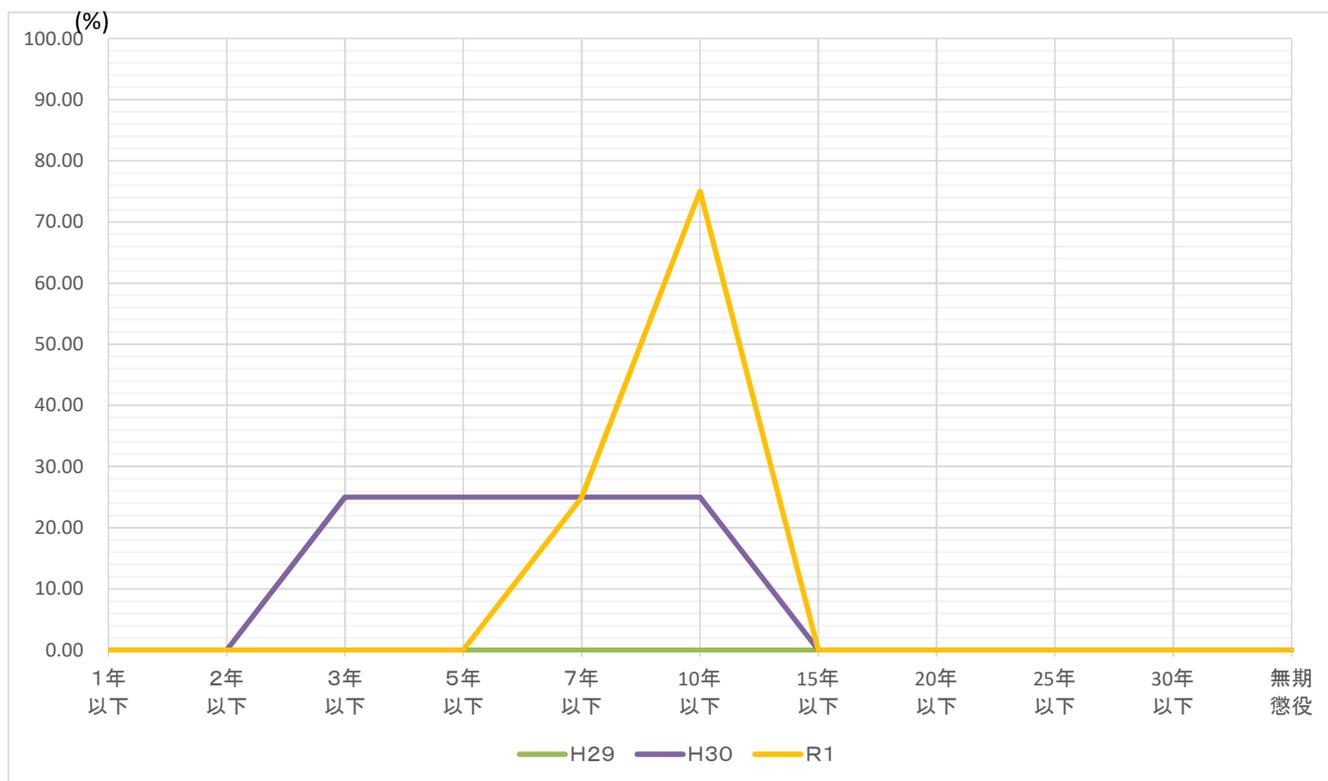


表1 (人員)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役	合計
H29	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	1 【0】 <small>(1)</small>	1	1	1	0	0	0	0	0	4
R1	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0 【0】 <small>(0)</small>	0	1	3	0	0	0	0	0	4

表2 (%)

	1年 以下	2年 以下	3年 以下	5年 以下	7年 以下	10年 以下	15年 以下	20年 以下	25年 以下	30年 以下	無期 懲役
H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	25.00	25.00	25.00	25.00	0	0	0	0	0
R1	0	0	0	0	25.00	75.00	0	0	0	0	0

(参考) 実行行為が性交であるものを含む強制性交等（準強制性交等を含む。）の量刑の推移

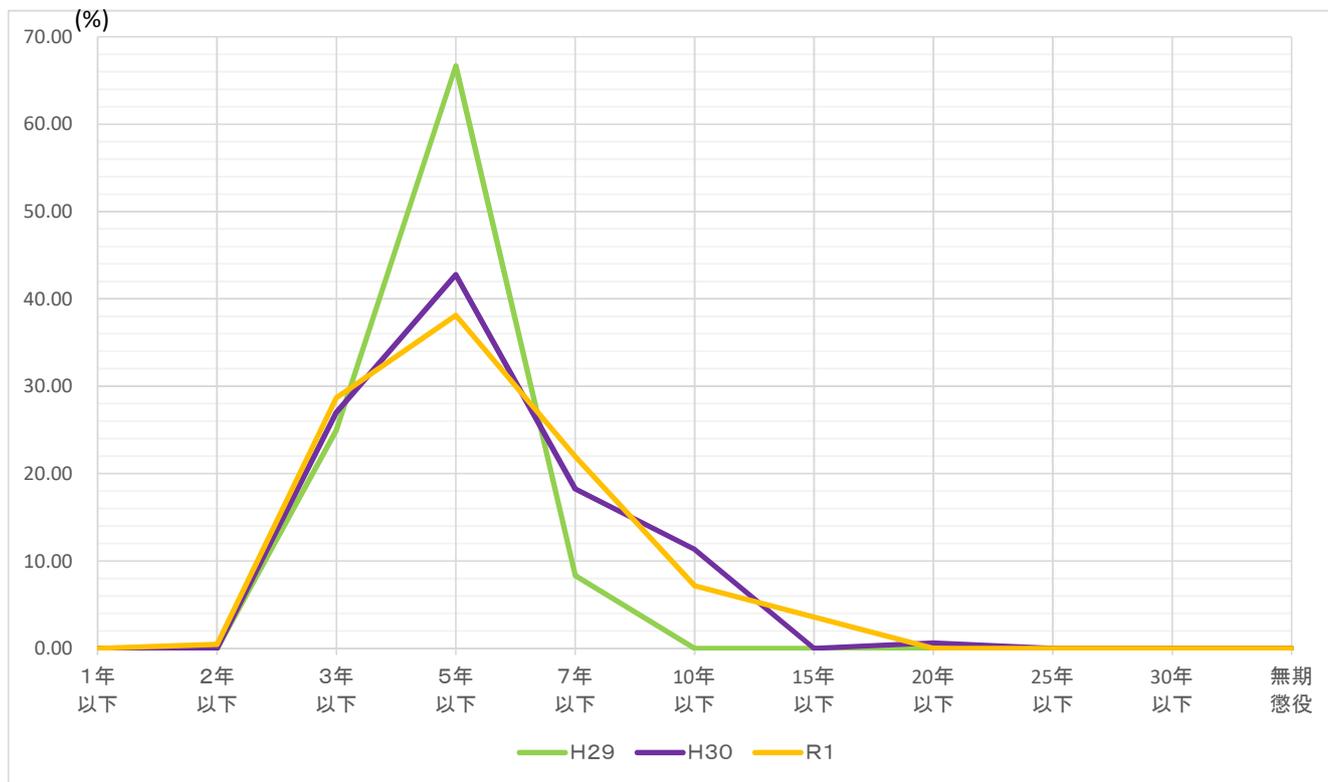


表1 (人員)

	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	無期懲役	合計
H29	0 [0][0]	0 [0][0]	3 [0][1]	8	1	0	0	0	0	0	0	12
H30	0 [0][0]	0 [0][0]	43 [0][32]	68	29	18	0	1	0	0	0	159
R1	0 [0][0]	1 [0][0]	64 [0][45]	85	49	16	8	0	0	0	0	223

表2 (%)

	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	25年以下	30年以下	無期懲役
H29	0	0	25.00	66.67	8.33	0	0	0	0	0	0
H30	0	0	27.04	42.77	18.24	11.32	0	0.63	0	0	0
R1	0	0.45	28.70	38.12	21.97	7.17	3.59	0	0	0	0

本グラフ・表は、最高裁判所から提供を受けたデータを基に法務省刑事局において作成したものである。その集計方法は、法務省で実施した「平成29年刑法改正後の規定の施行状況についての調査」とは必ずしも一致するものではない。

最高裁判所の集計方法は、以下のとおりである。

- 表1の数字は、平成29年7月13日から令和元年12月31日までの間における全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員数(令和元年は速報値)である。
- 各罪名は処断罪である。
- 不定期刑の言渡しはその長期を計上している。
- 表1【】内の数字は刑の一部執行猶予の人員数、[]内の数字は全部執行猶予の人員数を表す(内数)。
- 表2の各年の数字は、全地方裁判所の通常第一審事件の有罪(懲役)人員のうち、各刑期ごとの人員数が占める割合である。